

令和 7 年度

事業計画書

社会福祉法人出雲市社会福祉協議会

基本目標

地域住民と地域のあらゆる団体・組織の主体的な参画と
協働により、誰もが安心していきいき暮らせるまちづくり

基本理念

○ 一人ひとりが尊重されるまちづくり（人権擁護）

すべての人が人として尊重され、一人ひとりがその人らしい幸せを求め、自立した生活を送ることができるまちづくりを推進します。

○ 地域住民が主役になるまちづくり（住民主体）

住民一人ひとりが主体となり、地域の福祉力を高め、地域住民でさえあうまちづくりを推進します。

○ 地域のすべてが関わりあうまちづくり（ネットワーク）

住民、ボランティア、福祉施設等の事業所や地域のあらゆる団体・組織が相互理解を深め、お互いが手と手をつなぎ、誰もが共に生きるまちづくりを推進します。

キャッチフレーズ

つながる ひろがる ささえあう

このキャッチフレーズは、社会の変化がもたらす孤立、分断、排除を認識し、人権と社会正義の原則に則り、住民一人ひとりが社会の一員として共に生きる社会の創造を目指すことを表します。

- つながる 人と人、人と社会とのつながりをつくり、強くする
- ひろがる 多様で数多くのつながりや思いを社会にみたく
- ささえあう 一人ひとりがお互いに尊重し、支えとなる

基本方針

出雲市においては、人口減少と人口集中の同時進行、少子高齢化の進展、単身世帯・高齢者世帯の増加が続いています。また、食料品や日用品、ガソリンなど物価の高騰が続き市民の日常生活は様々な影響を受けています。

このような状況の中、生活困窮、子どもの貧困、ひきこもり、自死、孤立や孤独など市民が抱える地域生活課題がより深刻で複雑かつ多様になっています。

また、国内各地では毎年のように地震や台風、線状降水帯等による災害が発生し、時には甚大な被害が生じており、被災した人に対する生活再建に向けた支援が必要とされています。

わが国においては、「地域共生社会の実現」を福祉施策の基本コンセプトとして掲げています。社会福祉法において市町村は地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制づくりに努める旨が規定され、「重層的支援体制整備事業」が事業化されました。出雲市においても、市民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制の構築を進めるため、「出雲市福祉総合相談支援事業」が実施されています。

地域共生社会の考え方や、その実現に向けた事業・活動の方向性は、社会福祉協議会が「住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現」を目指して取り組んできた方向に沿うものです。社会福祉協議会は、地域住民等の理解と参加を得つつ、行政や民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等関係者と共に、地域における生活課題の解決に向けて多機関協働の中核として機能していくことが期待されており、出雲市社会福祉協議会においても基本的な役割・機能である連絡調整、ネットワークづくり、協働に基づく実践を引き続き強化・拡充していきます。

令和7年度の方針

出雲市社会福祉協議会は、第4期中期経営計画（令和5年度～令和9年度）において大きく掲げた「住民に必要とされ、信頼される出雲市社会福祉協議会」を基本に令和7年度も取り組んでいきます。

事業推進にあたっては、本会が積み重ねてきたコミュニティソーシャルワークの実践である「総合相談・生活支援体制の強化」と「小地域における住民主体による福祉活動の推進と支援」の取組を一体的に進めます。特に、個別支援のさらなる強化が地域共生社会の実現に向けての最重要事項であると捉え、次の4点に関係する事業や取組を中心に進めていきます。

①地域包括ケアの推進

高齢者あんしん支援センターの活動を引き続き推進するとともに、あらゆる生活上の課題をワン・ストップで受け止め解決につなげる『総合的な相談支援体制』の整備を進めます。

②生活困窮等の世帯に対する支援

生活困窮等、さまざまな生活課題を抱える世帯（人）に対し、問題解決と自立に向けた支援を行います。

③権利擁護を必要とする人への支援

判断能力等の問題を抱える人に対し、日常生活自立支援事業や成年後見事業等の事業により権利擁護に取り組みます。

④生活支援体制整備

だれもが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域での生活支援サービスと支え合いの体制づくりを進めます。

地域支援については、地域社会においては人と人とのつながりが希薄になっている中、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人等の福祉事業者、福祉活動団体、ボランティア、企業等さまざまな主体が関わることで、多様で重層的な参加と交流の場をつくり、人と人がつながり、支えあう地域づくりを目指します。

個別支援、地域支援、人材育成は一体的に取組を進め、内にあっては組織内連携を高め、外に対しては多機関・団体との連携と協働により多様で複雑な支援ニーズにも対応する包括的な支援体制づくりを進めます。

また、出雲市内で自然災害による被害が発生した時には、被災した人に対する支援活動を進めるため、出雲市や島根県社会福祉協議会等の関係機関・団体との連携と協働により災害ボランティアセンターの設置運営等を図ります。

財務運営については、平成30年12月に定めた「財務改革の推進方針」に基づき取組を進めたことにより、経常収支においては平成29年度までの赤字体質を克服、令和2年度からは継続して黒字を達成しており、引き続きこの取組を継続していきます。

自主財源である会費や寄附による収入が減少を続けていますが、自治会加入世帯の減少や寄附先となる団体が多様化したこと等が背景にあると考えられます。今後の安定的な自主財源の確保を図るため、自治会に加入していない世帯等の協力を得ることができるよう、方策を検討し可能なことから着手していきます。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で開始した生活困窮等の世帯を対象にしたフードドライブや子ども食堂活動等への支援に対しては多くの市民や企業、団体等から寄附や寄贈の申し出を受けました。地域における支えあいの取組のひとつとして、寄附の文化を広げるよう努めます。

組織運営については、理事会、評議員会の適正な運営、監事による厳正な監査の実施

等経営管理体制の強化と事業運営の透明性の向上に継続して取り組みます。事務局組織は総務課、地域福祉課、生活支援課、高齢者あんしん支援センターに再編し、生活支援課内にいずも権利擁護センターを置きます。限られた職員で最大の成果を上げることができるよう適材適所に職員を配置するとともに、研修等により職員の能力と意欲の向上を図ります。

また、法人運営上のさまざまなリスクを想定して、その発生防止を図るとともに、発生した場合には適切に対応できるよう、リスク管理の取組を強化します。

地域共生社会の実現に向けて、地域福祉を推進するパートナーとして出雲市との関係は重要です。引き続き出雲市と組織的で密接な関係の強化を図ります。

本会の存在や役割が幅広い年齢層の市民や企業、各種団体等に伝わり、地域福祉活動に参加できるよう、多様な手段による情報発信に努め、効果的な広報活動を工夫します。

以上をもって、誰もが安心していきいきと暮らすことができる出雲市となるよう取組を進めていきます。

個別支援（安心づくり）

○生活困窮者等に対する支援
1 出雲市生活困窮者自立相談支援事業
(1) 自立相談支援事業
(2) 就労準備支援事業
(3) 家計改善支援事業
2 生活物品支援事業
3 生活福祉資金貸付事業
4 民生融金貸付事業
○高齢者に対する包括的な支援
1 包括的支援事業
(1) 総合相談支援業務
(2) 権利擁護業務
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
2 一般介護予防事業の一部
(1) 介護予防把握業務
(2) 介護予防普及啓発業務
3 第1号介護予防支援業務・指定介護予防支援業務
4 地域ケア会議に関する業務
5 生活支援体制構築に向けた業務
6 その他
○権利擁護を必要とする人に対する支援
1 日常生活自立支援事業
2 財産保全サービス事業
3 法人後見事業
4 市民後見推進事業
5 障がい者入居債務保証事業
○総合的な相談支援
1 出雲市福祉総合相談支援事業
○物価高騰等の影響を受けた人に対する支援
1 フードドライブ等実施事業

地域支援（地域づくり）

○地域住民の主体的な福祉活動の推進
1 地区社会福祉協議会等活動総合支援事業
2 ふれあいサロン活動助成事業
3 子ども食堂活動支援事業

4 福祉団体等活動助成事業
5 地域ふれあい見守りネットワーク事業
○地域住民等の参加と協働による福祉のまちづくりの推進
1 認知症高齢者等ＳＯＳメール安心ネットワーク事業
2 出雲市生活支援体制整備事業
3 住民参加型在宅福祉サービス事業
(1) たすけあいボランティア事業
(2) 出雲市養育支援訪問事業（すこやか訪問事業）
(3) 出雲市家事育児訪問サポート事業
4 共同募金歳末たすけあい事業
○福祉サービスの提供
1 車いす貸出事業
2 ガイドヘルプ事業
○社会福祉法人等との連携・協働及び支援等
1 社会福祉法人による地域貢献活動推進事業
2 団体支援
(1) 出雲市民生委員児童委員協議会等社会福祉団体
(2) 島根県共同募金会出雲市共同募金委員会
(3) 日本赤十字社島根県支部出雲市地区

人材育成（人づくり）

○ボランティア活動の促進
1 ボランティアまちづくりセンターの運営
2 技術ボランティアの養成
(1) 点訳奉仕員養成講座
(2) 手話奉仕員養成講座
(3) 広報音訳ボランティア養成講座
(4) 広報音訳ボランティアフォローアップ研修
3 ボランティア活動に参加する人の拡大
(1) ボランティア講座
○福祉教育の推進
1 福祉教育推進事業
(1) 福祉学習支援
(2) あいサポート運動推進事業
(3) 介護の基礎的講座

法人運営

○信頼にこたえる法人運営
1 法人運営事業
(1) 組織運営
(2) 経営基盤の確立
(3) 経営管理の充実
(4) 関係機関との連絡調整
(5) 役職員研修
○広報啓発活動の推進
1 出雲市総合社会福祉大会の開催等
(1) 出雲市総合社会福祉大会の開催
(2) しまね県民福祉大会への参加及び協力
(3) 各種表彰の候補者の推薦
2 「社協だよりいずも」の発行
3 音訳広報・点訳広報発行事業
(1) 音訳広報の発行
(2) 点訳広報の発行
4 ホームページ等の運営
5 出雲市民余芸大会の開催
○中期的な計画の推進
1 地域福祉活動計画推進事業
○災害見舞への取組
1 災害見舞金事業
○会館管理
1 会館管理事業
(1) 出雲市社会福祉センター管理運営事業
(2) 多伎地域福祉センター管理運営事業
(3) 平田福祉館管理運営事業

実施する事業

基本方針に基づき、以下の事業を実施します。

※各事業の説明において、「・」の項目は実施内容や見込み数、目標とする数値等について記載しています。

個別支援（安心づくり）

地域において福祉サービスを必要とする人や世帯からの相談に応じるとともに課題解決を図るための支援を行います。また、課題解決のために福祉サービスを提供します。

○生活困窮者等に対する支援

生活困窮者自立支援制度に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援を図るため生活困窮者に対して包括的な支援を行います。また、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び生活困窮者支援を通じた地域づくりを推進します。

1. 出雲市生活困窮者自立相談支援事業

（1）自立相談支援事業

生活困窮者に対して広く相談に応じるとともに、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、相談者が置かれている状況や本人の意思を十分に確認したうえで、尊厳の保持を図りつつ自立に向け計画的かつ継続的な支援を行います。併せて、包括的な自立支援に向けて関係機関と連携し、共に支え合う地域づくりを推進します。

- ・生活困窮者及びその家族、関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して、個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスにつなげます。
- ・関係機関への同行訪問や相談支援員による就労支援等を実施します。
- ・関係機関とのネットワークづくりと既存の社会資源を積極的に活用するとともに必要な社会資源の開発に取り組みます。

（2）就労準備支援事業

就労に向けた準備が整っていない生活困窮者及び生活保護受給者に対して、就労に向けた支援や就労体験等の機会を提供します。

- ・就労意欲の喚起やその動機づけを行います。
- ・生活リズムを整える、他者と適切なコミュニケーションを図る等、日常生活や社会生活の自立を支援します。
- ・就労体験等の機会の提供を行いつつ、一般就労に向けた知識・技術の習得に向けた就労自立に関する支援を計画的かつ一貫して行います。
- ・ひきこもりに関する研修会を継続開催し、関係者の理解を深めるとともに支援

の輪を広げます。

(3) 家計改善支援事業

家計収支の均衡が取れていない等、家計に課題を抱える相談者からの相談に応じ、相談者自身が置かれている家計状況を理解できるように、家計計画表等を作成し家計の「見える化」を図ります。

- ・家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援を行います。
- ・債務整理に関する支援や自立の促進に必要な一時的な資金貸付のあっせんを家計再生プランに基づき総合的に行います。
- ・就労準備支援事業と共同で、自立相談支援事業の相談者を対象に、意欲向上及び相談者同士の交流を目的とした、参加体験型ワークショップを開催します。
- ・市内の高校に出向き、生徒や保護者向けに日々の生活や進学・就職に必要なお金の相談会を開催し、お金の有効な使い方や利用できる制度について啓発活動を行います。

2. 生活物品支援事業

経済的に困窮している人に対し、生活が安定するまでの期間、必要な生活物品の貸出・提供や、状況に応じてフードバンクによる一時的な食料支援を行います。

また、他のフードバンク団体との連携や食品回収BOX設置に向けた企業への働きかけなど地域づくりを進めます。

3. 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯等の経済的自立や生活意欲の助長促進を図り、世帯の自立に向け、無利子または低利子で生活に必要な各種資金を貸し付けます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った世帯を対象とした特例貸付の償還において、未応答で滞納のある借受人に対してアウトリーチ型のフォローアップ支援を行います。

- ・資金の種類：総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金

4. 民生融金貸付事業

緊急かつ一時的に生活の維持が困難な場合に、生活の為に必要な資金を貸し付けるとともに、その世帯が抱える生活課題の解決を図り、自立に向けて支援を行います。

- ・生活保護申請世帯に対しては、保護費が交付されるまでの間の生活費として貸し付けることにより、生活保護制度を補完する役割を果たします。

○高齢者に対する包括的な支援

高齢者自らが介護予防に努めるとともに主体的に社会活動へ参加し、状態の変化に応じて必要な支援を受けながら、できる限り住み慣れた地域で自分らしい自立した生活を送ることができるよう、行政、地域住民、地域の関係機関と連携を図りながら地域包括ケアの推進にあたります。

1. 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

介護や認知症その他生活に関すること等、高齢者に関するあらゆる相談を受け止め、ワンストップの相談専門機関としてチームで問題解決にあたります。

重層的支援体制の中で、世帯の抱える複合的な課題や、既存の制度では解決が困難な課題等についても適切に把握し、多機関と協働して支援にあたります。

様々な方法を活用した周知 PR、地域の関係者とのネットワーク構築を図り、相談しやすい体制づくりに努めるとともに、アウトリーチによる高齢者の実態把握にも努めます。

(2) 権利擁護業務

高齢者虐待の防止・早期発見に努めるとともに、受理した虐待通報については市と連携し高齢者の安全確保のみならず、養護者への支援等迅速かつ適切に対応します。

認知症高齢者や独居高齢者で金銭管理等の支援が必要な人、身寄りのない高齢者等、困難な課題を抱える高齢者が増えていることを踏まえ、行政をはじめ関係機関との連携をより一層強化し、専門的・継続的に支援を行います。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の介護支援専門員からの相談を随時受け付け、必要に応じて助言や同行訪問、地域ケア会議の開催等により支援するとともに、研修会の開催や情報交換の場の設定等を通して介護支援専門員相互のネットワークの構築、質の向上を支援します。

インフォーマルサービスを含む社会資源の把握に努め、必要な人へ情報が届くよう発信します。

2. 一般介護予防事業の一部

(1) 介護予防把握業務

地域の関係者とのネットワークや訪問活動等を通して、フレイル状態等介護予防が必要な高齢者の把握を行い、必要な活動や支援へつなげます。

(2) 介護予防普及啓発業務

高齢者自らが多種多様な社会資源を活用し、主体的に介護予防に取り組むことができるよう意識啓発を図るとともに、必要な情報提供を行います。

身近な地域で住民が主体的に介護予防に取り組む「通いの場」の充実に向けて、出雲市と連携を図り支援します。

3. 第1号介護予防支援業務・指定介護予防支援業務

要支援認定者及び事業対象者に対して、利用者の状態と主体性の尊重、適切なアセスメントをもとに、介護予防と自立支援の視点に立ったケアマネジメントを実施します。

指定介護予防支援事業所及び介護予防プラン作成を委託する居宅介護支援事業所と連携を図るとともに、必要な助言・支援を行います。

4. 地域ケア会議に関する業務

多職種多機関連携による個別事例の検討を通して、個別課題の解決、ネットワーク構築及びケアマネジメント支援を図ります。また、個別事例の検討を通して地域課題の把握に努め、課題解決へ向けた取組へつなげます。

5. 生活支援体制構築に向けた業務

生活支援コーディネーターや地域住民、関係団体等との連携、生活支援体制整備推進協議体への参加により地域課題の把握と課題解決に取り組めます。

6. その他

ICTツールの積極的活用をはじめ、業務の効率化、機能強化推進へ向けて中長期的な視点に立った検討を進めます。

○権利擁護を必要とする人に対する支援

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が必ずしも十分でない人たちの権利を擁護するとともに、権利が損なわれた場合に相談に応じる等、地域において安心して生活できるよう相談から援助まで一元的に行います。

1. 日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が必ずしも十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を通して支援します。

また、判断能力が低下してきた利用者に対しては、成年後見制度への移行支援を行います。

- ・福祉サービスの利用援助
- ・日常的金銭管理サービス

- ・書類等の預かりサービス
- ・定期的な見守りサービス

2. 財産保全サービス事業

高齢や障がい等により自分で財産を保全することが困難な人に対して、本会が契約する金融機関の貸金庫で書類等を預かります。

3. 法人後見事業

成年後見制度に基づき、判断能力の不十分な人の財産管理や身上保護を行います。

また、司法・医療・福祉関係分野及び行政等との連携による権利擁護支援（※）に努めます。

- ・法定後見（補助・保佐・後見）の受任
- ・成年後見制度に関する相談支援
- ・成年後見制度の普及及び啓発
- ・出雲成年後見センターとの連携強化
- ・関係機関・団体とのネットワークによる権利擁護支援の強化

※ 認知症・知的障がい・精神障がい等の理由で判断能力が不十分な人たちの権利を守るために、以下のような目的でなされる支援です。

- ①「人権」としての権利：必要に応じて、適切になされる権利の回復（救済）。
- ②「契約（当事者間の合意）」に基づく権利：必要に応じて、適切になされる権利の行使。

（成年後見制度利用促進体制整備委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」）

4. 市民後見推進事業

出雲市及び出雲成年後見センターと連携し、市民後見人の受任調整や選任された市民後見人への活動支援等、バックアップ体制の強化に努めます。併せて市民後見人バンク登録者の資質の向上を図ります。

5. 障がい者入居債務保証事業

賃貸借契約による民間の賃貸住宅への入居を希望しても保証人が確保できないなどの理由により入居が困難な障がい者に対して、家賃等の債務保証を行うことで、入居や継続した地域生活が送れるよう支援します。

○総合的な相談支援

既存の福祉相談窓口の機能を最大限活用し、属性を問わず本人やその世帯が抱える地域生活課題を断らず包括的に受けとめ、複雑化・複合化した支援ニーズに対し柔軟に対応できる相談支援を行い、だれもが地域において孤立することなく、安心して暮らすこ

とのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

1. 出雲市福祉総合相談支援事業

- ・複雑化・複合化した課題を抱える個人及び世帯について適切な支援を行うため、関係機関と連携を図り、課題の整理や情報共有及び役割分担等を実施します。
- ・必要な支援が届いていない個人や世帯について、訪問等により継続的につながり続ける体制を構築します。
- ・社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない、就労支援や見守り、居住支援、サードプレイス（第3の居場所）等へのつなぎを行うための体制づくりに取り組みます。

○物価高騰等の影響を受けた人に対する支援

物価高騰等の影響により生活に困窮する人へ必要な食料や日用品を届け、生活を支え、孤立を防ぐための取組を進めます。

1. フードドライブ等実施事業

物価高騰等の影響により日々の食事にも困窮される世帯に対し、市民、企業、団体等から寄贈いただいた食料品や日用品等を届けます。

地 域 支 援 （地域づくり）

課題解決に向けて当事者を含めた地域住民等によるネットワークづくりを進め、必要に応じて新たな援助を行うことができる地域社会(福祉コミュニティ)づくりに取り組みます。

○地域住民の主体的な福祉活動の推進

地域住民の主体的な取組により、地域住民が相互に交流する場を拡げ、福祉サービスを必要としている人や世帯を発見し、課題解決を図る活動や相談支援機関等につないでいく仕組みづくりを進めます。

1. 地区社会福祉協議会等活動総合支援事業

地域住民によって組織された地区社会福祉協議会等が行う福祉活動に助成し、地域住民の主体的な福祉活動を支援します。地域の特性に応じた活動と時代に即した住民主体の福祉活動が展開できるように働きかけます。

- ・対象団体数：42団体（出雲16、平田11、佐田・多伎・湖陵各1、大社5、斐川7）

- ・活動分野：高齢者の健康と福祉を高める活動

 - 心身に障がいのある人の福祉を高める活動

 - 子どもを健やかに育てる活動

 - ボランティアの発掘及び育成のための活動

 - 広報啓発のための活動

 - 福祉活動計画を作成するための活動

 - その他地域福祉活動

- ・推進する活動：住民、団体や専門職が協議（話し合い）できる機会をつくる協議の場づくり

 - 住民が身近な地域で相互に交流できる機会をつくる住民交流（参加）の場づくり

 - 地域の福祉問題を把握できる環境やネットワークをつくる福祉問題発見の場づくり

 - 認知症への理解を深め対応方法を学ぶ機会をつくる啓発の場づくり

 - 身近な生活課題解決に向けた助け合いのできる環境をつくる助け合いの場づくり

2. ふれあいサロン活動助成事業

地域住民によって行われるふれあいサロン活動に助成し、身近な場所で高齢者等が気軽に集い、交流や健康づくりに取り組むことで、高齢者の閉じこもりやフレイル予防、社会参加の促進等につながる住民主体の福祉のまちづくりを支援します。

また、ふれあいサロン活動を行う団体やこれからふれあいサロン活動を行う予定の団体を対象に情報の提供や研修を行います。

3. 子ども食堂活動支援事業

地域住民により実施される子ども食堂が子どもをはじめ誰もが安心して過ごし、交流する場となるよう活動を支援します。

- ・運営に関する相談・助言、助成金等の情報提供
- ・寄附や寄贈の調整
- ・関係機関との連絡調整
- ・既存の子ども食堂及び立ち上げを検討している団体等を対象に定期的な情報交換及び意見交換を行う交流会の開催

4. 福祉団体等活動助成事業

市内の福祉団体・ボランティアグループが創意工夫して実施する福祉活動に対して助成を行い、福祉活動を支援します。

- ・助成上限額：1団体50,000円（原則）

5. 地域ふれあい見守りネットワーク事業

民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、福祉団体等との連携と協働により、地域特性を活かして高齢者等の見守り活動を行います。

- ・実施地域：1地域（斐川）

○地域住民等の参加と協働による福祉のまちづくりの推進

地域住民、福祉団体、福祉施設等の参加と協働による支え合いの活動により、安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

1. 認知症高齢者等SOSメール安心ネットワーク事業

認知症になっても安心して暮らすことができるまちづくりを目指して、警察及び市と連携・協働し、行方不明者情報をメール配信することで早期発見に結び付けるネットワークを推進します。また、行方不明になることが心配される人の事前登録を促進し、より迅速な対応を図ります。

2. 出雲市生活支援体制整備事業

高齢者の在宅生活を支えるために、生活支援サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いの体制づくりを推進します。

- ・第2層協議体（関係者による必要な議論を行うことができる場）の組織化及び運営

- ・地区社会福祉協議会をはじめとする地縁組織への働きかけ
- ・地域の高齢者支援ニーズの把握
- ・社会資源の把握と社会資源情報の見える化
- ・住民参加型在宅福祉サービス団体への活動支援とネットワーク化
- ・地域支え合い研修会、担い手研修会の開催
- ・出雲市をはじめ関係機関との連携強化

3. 住民参加型在宅福祉サービス事業

支援を必要とする人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、公的サービスでは対応できない生活課題を解決するために、住民相互の助け合いによる有償の福祉サービスを実施します。

(1) たすけあいボランティア事業

利用会員から家事援助や通院・外出時の付添い等の依頼に応じて、協力会員をコーディネートします。

(2) 出雲市養育支援訪問事業（すこやか訪問事業）

出産後間もない時期（概ね1年程度）に支援が必要と思われる養育者に対して、家事援助や育児援助を行います。

(3) 出雲市家事育児訪問サポート事業

妊娠中の方または3歳児未満の乳幼児を養育している保護者に対して、一時的な家事援助や育児援助を行います。

4. 共同募金歳末たすけあい事業

年末時期に、高齢者や障がい者、生活にお困りの世帯等が、より良い年を迎えることができるよう食料品や日用品を届けるフードドライブ、小規模家屋修繕、地域の福祉団体への活動助成等を行います。

○福祉サービスの提供

1. 車いす貸出事業

在宅の高齢者・障がい者・けが等で車いすを必要とする人に車いすを無料で貸し出します。

2. ガイドヘルプ事業

障害者総合支援法による地域生活支援事業（移動支援事業）を実施し、視覚に障がいがある人に対して、外出時における安全確保と移動の支援を行うためにガイド

ヘルパーを派遣します。

また、通院時の院内付添い等移動支援事業の対象外サービスを独自に行います。

○社会福祉法人等との連携・協働及び支援等

社会福祉法人等の福祉事業者や福祉関係者・団体との連携・協働により地域福祉を推進するとともに、福祉団体の支援を行います。

1. 社会福祉法人による地域貢献活動推進事業

出雲市内で社会福祉事業を行っている社会福祉法人の連携と協働により、地域の課題やニーズに応じた公益的な取組の具体化を図ります。

- ・地域貢献のための出雲市社会福祉法人連絡協議会（40法人）
- ・斐川地域社会福祉法人の地域貢献連絡会（10法人）

2. 団体支援

- （1）出雲市民生委員児童委員協議会等社会福祉団体
- （2）島根県共同募金会出雲市共同募金委員会
- （3）日本赤十字社島根県支部出雲市地区

人材育成（人づくり）

地域において福祉サービスを必要とする人を受容し、地域住民の主体的な支え合いの取組や地域における福祉活動に参加する人を拡大し、育成します。

○ボランティア活動の促進

ボランティア活動の担い手となる人材の育成とネットワークの拡大を図ります。

1. ボランティアまちづくりセンターの運営

ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動に関する相談や情報提供を行うとともに、ボランティア活動をコーディネートします。また、ボランティア保険加入手続きや備品・活動場所の貸出等の活動支援を行います。

- ・コーディネート
- ・ボランティア保険加入受付
- ・ボランティア登録
- ・民間助成金情報の提供等
- ・企業によるボランティア活動に関する啓発等

2. 技術ボランティアの養成

（1）点訳奉仕員養成講座

点訳に必要な知識や技術を習得し、視覚に障がいがある方が利用する点字図書を作成することができる人を養成します。

（2）手話奉仕員養成講座

聴覚障がい者との日常会話に必要な手話の知識や技術を習得し、手話奉仕員としての活動ができる人を養成します。

（3）広報音訳ボランティア養成講座

視覚に障がいがある人が利用する声の広報を作成するために必要な知識と技術を習得し、音訳ボランティアとして活動できる人を養成します。

（4）広報音訳ボランティアフォローアップ研修

広報音訳ボランティアとして活動している人を対象に、音訳活動に必要な知識と技術の向上を図り、活動への参加を促進するための研修会を実施します。

3. ボランティア活動に参加する人の拡大

(1) ボランティア講座

ボランティア活動や地域福祉活動に関する理解と関心を深め、活動に参加するきっかけをつくるための講座を開催します。

- ・ボランティア活動に役立つ入門編の講座
- ・スキルアップを視野に入れた応用編の講座

○福祉教育の推進

福祉コミュニティづくりを進めるため、地域において生涯にわたる福祉教育の展開を目指して、学校や地域社会、企業等において福祉教育を推進します。

1. 福祉教育推進事業

誰もが社会から排除されることない、インクルーシブ社会（※）を実現するために、幅広い年齢層に対する啓発と福祉教育の取組を推進します。

※ 誰もが構成員の一員として分け隔てられることなく、地域であたりまえに存在し、生活することができる社会

(1) 福祉学習支援

車いすやアイマスク等の貸出や福祉学習プログラムへの助言を行うとともに、職員を講師として派遣します。

(2) あいサポート運動推進事業

あいサポート運動（※）の啓発に努めるとともに、あいサポートメッセンジャーを派遣し、多様な障がいの特性や障がい者への配慮の必要性について理解し、日常生活の中でちょっとした手助けを行う「あいサポーター」を養成します。

※ 様々な障がいの特性について学び、理解をして、障がいがある人それぞれに必要な配慮や手助けを、できるところからしていこうという運動。

(3) 介護の基礎的講座

中学生を対象に、福祉の現場で働く介護の専門職を講師として派遣し、介護の魅力や価値観（楽しさ・深さ・広がり）を学ぶことで「福祉の心の醸成」や「ふくしの人づくり」を効果的に推進します。

法人運営

公共性と民間性をあわせ持つ民間団体として主体的な経営判断を行い、かつ地域に開かれた組織体制を確立し、住民に信頼される法人運営を行います。

○信頼にこたえる法人運営

経営管理体制の強化と安定的な財務運営及び地域に開かれた組織体制の確立を図ります。

1. 法人運営事業

(1) 組織運営

- ・役員会等の開催（理事会、評議員会、監査会、正副会長会、評議員選任・解任委員会、理事部会）
- ・定款、諸規程の整備
- ・本所・支所との連絡調整

(2) 経営基盤の確立

- ・会員（一般会員、団体会員、賛助会員）の拡充
- ・財務運営の安定化（会費、寄附の受納、積立金の適正管理、共同募金運動の促進）

(3) 経営管理の充実

- ・会計、税務、財務の適正管理
- ・人事、労務の適正管理
- ・個人情報保護の適正対応
- ・苦情解決体制の充実と適正対応
- ・リスク管理の徹底
- ・健康経営の推進
- ・受託事業等に係る契約の適正管理
- ・テレワークを見据えた情報通信環境の整備
- ・事業別BCP（事業継続計画）の作成

(4) 関係機関との連絡調整

- ・行政機関（出雲市、出雲保健所等）
- ・社会福祉協議会（島根県社会福祉協議会、県内の市町村社会福祉協議会等）
- ・福祉団体
- ・福祉施設等

(5) 役職員研修

- ・役員、職員を対象とする研修の企画実施（人権研修、メンタルヘルス研修、相談対応研修等）
- ・役員及び職員の外部研修への参加

○広報啓発活動の推進

本会の存在と役割の広報や社会福祉の啓発により地域住民の理解と共感を広げる取組を進めます。

1. 出雲市総合社会福祉大会の開催等

(1) 出雲市総合社会福祉大会の開催

福祉関係者と市民が一堂に会し、福祉向上のため更なる努力を誓い合い、併せて高齢者の方々の長寿をお祝いし、また社会福祉や地域活動に功績があった方々を顕彰し、感謝の意を伝えるために開催します。出雲市、出雲市民生委員児童委員協議会、出雲市高齢者クラブ連合会と共催します。

- ・開催日：9月12日（金）（予定）

(2) しまね県民福祉大会への参加及び協力

しまね県民福祉大会への参加と協力を行います。

- ・開催日：未定

(3) 各種表彰の候補者の推薦

- ・島根県社会福祉協議会会長表彰・感謝
- ・島根県知事感謝 等

2. 「社協だよりいずも」の発行

住民へ広く本会の取組を周知し、理解と共感を広げ、また社会福祉の啓発をするために広報紙「社協だよりいずも」を発行します。

- ・発行回数：6回（偶数月に発行）
- ・発行部数：毎回46,000部

3. 音訳広報・点訳広報発行事業

「広報いずも」「市議会だより」「社協だよりいずも」の内容を音声で録音した音訳広報と、「社協だよりいずも」の内容を点字にした点訳広報をボランティアグループの協力により製作し、視覚に障がいのある人（希望者）に送付します。

(1) 音訳広報の発行

- ・発行回数：「広報いずも」12回、「市議会だより」4回、
「社協だよりいずも」6回

(2) 点訳広報の発行

- ・発行回数：「社協だよりいずも」6回

4. ホームページ等の運営

ホームページやSNSを通じて、本会の取組や福祉情報を発信します。また、より幅広い年代へ向けた情報発信を検討・実施します。

5. 出雲市民余芸大会の開催

山陰中央新報社、出雲市との共催により、「社会福祉チャリティー 出雲市民余芸大会」を開催します。収益金は島根県共同募金会に寄附され、出雲市内の地域福祉活動に役立てられます。

- ・開催日：未定

○中期的な計画の推進

社会状況や本会を取り巻く環境の変化や展望を踏まえ、今後の中長期的な地域福祉のあり方や本会の進む方向を示した計画を推進します。

1. 地域福祉活動計画推進事業

令和5年度からの5年間を計画期間とする「第4次出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、地域共生社会の実現に向けて本会と出雲市が一体的に策定した地域福祉を推進する計画です。「出雲市地域福祉計画及び地域福祉活動計画推進委員会」による評価を受け、計画期間における成果と課題を明らかにします。

○災害見舞への取組

1. 災害見舞金事業

火災等災害にあわれた世帯に見舞金を、災害で亡くなられた方にはご遺族に弔慰金をおくります。

- ・火災（1世帯 10,000円）
- ・死亡（1人 10,000円）

○会館管理

1. 会館管理事業

各センターの適正な管理運営に努めます。

- (1) 出雲市社会福祉センター管理運営事業
- (2) 多伎地域福祉センター管理運営事業
- (3) 平田福祉館管理運営事業